委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月22日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	● 知事	○ 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番 号	106-4	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/shuugakushienkin.html	

執行機関名 宮城県知事

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	私立高等学校等専攻科修学支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行 条例 別表第一 第一の項の1 私立高等学校等専攻科修学支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第3条	宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付要綱 第1 宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の取扱いについて
⑥事務の趣旨又は目的		県は私立高等学校,中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の <u>専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り</u> ,もって教育の機会均等に寄与するため,県内に高等学校等専攻科を設置する学校法人に対し,予算の範囲内で,宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付要綱 宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の取扱いについて